

賃 貸 借 契 約 書 (案)

収入
印紙

鹿児島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、鹿児島県立短期大学住生活学演習室機器等（以下「機器等」という。）の賃貸借に関して、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は甲に対し、この契約の条項及び仕様書に従って、機器等の賃貸借を行うことを約し、甲は、これに対し、この契約に記載された賃借料を支払うことを約定するものとする。

（契約の内容）

第2条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- | | | | |
|----------------|---|----|-----|
| (1) 品 名 | 鹿児島県立短期大学住生活学演習室機器等（明細は仕様書のとおり） | | |
| (2) 賃借料 | 一 金 | | 円也 |
| | （月額 | | 円也） |
| | うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 | 一金 | 円也 |
| (3) 納入期限 | 令和8年10月30日 | | |
| (4) 賃貸借期間 | 令和8年11月1日から令和13年10月31日まで | | |
| (5) 終了後の取扱い | 賃貸借期間（契約）終了後は、機器等については全て乙が撤去（撤去及び費用は業者負担）するものとする。 | | |
| (6) 納入場所及び使用場所 | 鹿児島市下伊敷1丁目52番1号
鹿児島県立短期大学 住生活学演習室 | | |
| (7) 契約保証金 | 免除 | | |

（機器の納入及び検査）

第3条 乙は、機器等を前条第1項第3号の納入期限までに前条第1項第6号の納入場所に、甲の指示に従って納入しなければならない。

2 乙は、機器等の納入を終了したときは、遅滞なく、甲に対して納入終了届を提出しなければならない。

3 甲は、前項の納入終了届を受領したときは、その日から7日以内に、乙又はその代理人の立会いのもとに、機器等の納入の完了を確認するための検査をしなければならない。

ただし、乙又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。

6 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、機器等を甲に引き渡すものとする。

（契約不適合責任）

第4条 乙は、前条第6項の引渡しの日から起算して3か月以内に発見された機器等の契約不適合を甲の指定する期限までに修補するものとする。

2 甲は、前項の契約不適合の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(賃借料の支払)

第5条 乙は、第3条第3項及び第4項の検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、月ごとに第2条第1項第2号の賃借料の額をその月の翌月以降に、甲に対し書面により請求するものとする。

2 甲は、前項の書面を受領したときは、その日から30日以内に乙に支払うものとする。

3 この契約が月の途中で解約された場合におけるその月の賃借料の額は、次の算式により得た額とする。

$$\text{第2条第1項第2号の月割額} \times \frac{\text{契約が解除されるまでのその月の日数}}{\text{その月の日数}}$$

(契約の変更)

第6条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価に著しい変動を生じ、そのため賃借料の額が著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して賃借料の額を変更することができる。

2 乙は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して、その期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、甲は、必要があると認めるときは、この契約の内容に重大な変更を及ぼさない範囲において、この契約を変更することができる。

4 前項の規定により甲が契約を変更したことにより乙に損害を生じたときは、甲は、その損害を賠償するものとする。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(納入遅延に対する遅延利息)

第7条 乙がその責めに帰すべき理由により納入期限までに機器等の納入を完了しない場合は、乙は、甲に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、契約期間の開始日から機器等の納入を完了した日までの日数に応じ、賃借料の額に年3.0パーセントの割合を乗じた額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

(支払い遅延に対する遅延利息)

第8条 甲が、その責めに帰すべき理由で第5条第2項に規定する期間内に賃借料の全部又は一部を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払いを完了するまでの日数に応じ、未払賃借料の額に年3.0パーセントの割合を乗じた額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得たとき、又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4第1項に規定する流動資産担保保険に係る債権の譲渡を行うときはこの限りでない。

(機器等の変更)

第10条 甲は、機器の一部を変更し、返還し、追加し、又は機器を取り替える必要が生じたときは、あらかじめ文書で乙と協議するものとする。

(他の機械器具の取付け)

第11条 甲は機器等に他の機械器具を取り付ける場合又は機器等を改造するときは、あらかじめ乙と文書で協議するものとする。

(主たる使用場所の変更)

第12条 甲は、第2条第1項第6号に規定する主たる使用場所を変更したときは、文書で乙に報告するものとし、使用場所の変更に要する費用は甲が負担するものとする。

(善管義務)

第13条 甲は、機器等を善良な管理者の注意を持って管理するものとする。

(保険)

第14条 乙は、機器等を乙所定の損害保険に付するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第15条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害を生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、この契約を解除するときは、原則として1ヶ月前までに書面をもって乙に通知することによって、契約を解除することができるものとする。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書で乙又は甲に通知し、この契約を直ちに解除することができるものとする。

3 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとする。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)であると認められるとき。

イ 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等(営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。))を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者(以下この号において「法人役員等」という。)、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。)が、鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)

第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

（損害賠償）

第17条 甲の故意又は重大な過失により機器等に損害が生じたときは、乙は甲に対して損害賠償を請求することができるものとする。この場合において、乙は当該損害に係る保険金を受領しているとき、又は受領する見込みがあるときは、当該保険受領額又は受領見込額については、甲に請求できないものとする。

（立入権及び秘密の保持）

第18条 乙は、機器等の搬入、設置、調整及び保守点検等のために第2条第1項第6号に規定する場所に立ち入ることができる。ただし、この場合は、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

2 乙は、業務上知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならない。

3 乙は、業務の処理上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第19条 乙は、契約を履行するに当たり情報資産を取扱う場合は、別記「情報セキュリティ対策特記事項」に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

（費用の負担）

第20条 この契約に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

（契約に関する紛争等の解決）

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保持する。（※紙契約の場合）

この契約の締結を証するため、本契約書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。（※電子契約の場合）

年 月 日

甲 鹿児島県

契約担当者

鹿児島市下伊敷一丁目5番1号

鹿児島県立短期大学学長 飯干 明

印

乙 住 所

氏 名

印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一

切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

情報セキュリティ対策特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、甲の定める情報セキュリティポリシーに基づき、本情報セキュリティ対策特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 乙は、情報資産の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、情報資産の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、情報資産を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第5 乙は、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本契約の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(提供された情報資産の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6 乙は、本契約において利用する情報資産について、本契約以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(守秘義務)

第7 乙は、本契約の履行により直接又は間接に知り得た情報資産を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 乙は、本契約に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第8 乙は、本契約を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、本契約の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対して本契約を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、本契約を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。(情報資産の管理)

第10 乙は、本契約において利用する情報資産を保持している間は、次の各号の定めるところにより、情報資産の管理を行わなければならない。

(1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に情報資産を保管すること。

(2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、情報資産を定められた場所から持ち出さないこと。

(3) 情報資産を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、情報資産を複製又は複写しないこと。

(5) 情報資産を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

(6) 情報資産を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

(7) 情報資産を管理するための台帳を整備し、情報資産の利用者、保管場所その他の情報資産の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(8) 情報資産の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「情報資産の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、情報資産を扱う作業を行わせないこと。

(10) 情報資産を利用する作業を行うパソコンに、情報資産の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第11 乙は、甲乙間の情報資産の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行

った上で、甲に情報資産の預り証を提出しなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第12 乙は、本契約の終了時に、本契約において利用する情報資産について、甲の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 乙は、本契約において利用する情報資産を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき情報資産の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、情報資産の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 乙は、本契約において利用する情報資産を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該情報資産を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、情報資産の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13 乙は、甲から、情報資産の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、情報資産の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14 甲は、本契約に係る情報資産の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15 乙は、本契約に関し情報資産の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報資産の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、情報資産の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本契約に関し情報資産の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、

甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。